

〔健康福祉部（真庭保健所・美作保健所）〕

○基本方針

少子高齢化や核家族化等が進展し、平成37年（2025年）にはいわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となり、更に高齢化が進む超高齢社会の中で、生活習慣病や心の健康に問題を抱える人の増加、新型インフルエンザなど新興感染症発生の危惧、食に関する不安や不信、危険ドラッグ等薬物の乱用、高齢者や障害のある人の暮らし、介護・子育てにおける不安や負担など、人々の生活や健康を脅かす様々な問題が生じている。

このような問題に的確に対応し、人々のつながりの中で生き活きと暮らせる「美作国」の実現を図るため、保健・医療・福祉・介護が連携をとりながら、それぞれが質の高いサービスを地域において切れ目なく提供できる保健医療体制の確立や食の安全・安心の推進、健康で生きる喜びを感じながら住み慣れた地域で自立して暮らせる高齢者や障害のある人の地域生活支援、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりなどに積極的に取り組む。

○主要施策

1 地域における医療提供体制の整備

第8次岡山県保健医療計画（平成30～35年度）に基づき、すべての住民がいきいきとした生活を送れるよう、良質な保健医療サービスが受けられる体制を確保するため、地域保健医療計画を推進するとともに、第7次計画から盛り込まれた、平成37年（2025年）の医療需要及び目指すべき医療提供体制と、それを実現するための施策「地域医療構想」の推進に取り組む。

(1) 第8次岡山県保健医療計画の推進

誰もが住み慣れた地域で安心して自立し暮らせるよう、県民、医療団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等）、市町村、健康づくりボランティア等と協働、連携を図りながら、地域保健医療計画を推進する。

(2) 地域医療構想の推進

地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議を開催し、各医療機関が担うべき医療機能に関する協議を行うとともに、地域医療介護総合確保基金を活用して病床機能の転換を進める。

(3) 災害・救急医療体制の整備

平時から岡山県地域災害医療本部に係る災害時の医療活動に関する調整業務を確認するとともに、圏域救急医療体制推進協議会等を通じて、医療機関、消防、警察等関係機関と連携を強化し、適切な救急医療を確保するため、救急医療体制の推進を図る。

2 地域包括ケアの推進等（高齢者の地域生活支援）

高齢者が医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」（平成30～32年度）に基づき、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築を推進する。

(1) 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化

保険者機能を発揮して高齢者の自立支援、介護予防及び重度化防止等に取り組む市町村を支援する。

(2) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護のネットワークが構築され、在宅医療と介護が一体的に切れ目なく提供される体制づくりに取り組む市町村を支援する。

管内市町村、医師会、看護協会や地区組織等と連携し在宅医療を担う人材の確保やかかりつけ医の普及啓発等により、在宅で看取れる体制づくりに取り組む。

(3) 介護予防・生活支援サービスの充実

高齢者の社会参加や、ボランティア、NPO法人等の多様な主体の介護予防・生活支援サービスへの参画を促進するなど、サービスの充実と地域の支え合いの体制づくりを行う市町村の取組を支援する。



住民主体の通いの場(久米南町)

(4) 認知症施策の推進

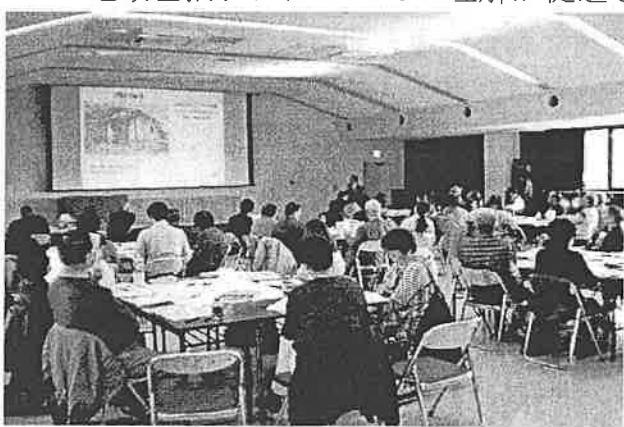
認知症疾患医療センターと地域包括支援センター等の関係機関、認知症の人と家族の会等と連携を進め、認知症の人とその家族の支援体制を強化する。

市町村の認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員が効果的に機能するよう支援する。

(5) 地域包括ケア体制づくり市町村の支援等

地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの早期構築を目指し、市町村の体制づくりに向けての取組を促し、助成等の支援を行う。

地域包括ケアについての理解が促進されるよう、県民への普及啓発等を行う。



高齢者の出番と居場所づくりを考えるワークショップin津山



高齢者の出番と居場所づくりを考えるワークショップin奈義

(6) サービスの質の向上

社会福祉施設等に対して、重点的かつ効果的な指導監査を実施する。

介護サービス事業者等に対して、実効性のある実地指導と機動的な監査を実施する。

新たに創設される介護医療院や共生型サービス等をはじめ、指定・報酬基準の改正を踏まえ、適正なサービス提供が行われるよう事業者を指導する。

就労継続支援A型事業所の運営が適正に実施されるよう、対象事業所を指導・支援する。

※平成29年度 社会福祉施設等の指導監査及び指定介護サービス事業所等の実地指導の状況

社会福祉施設等の指導監査		指定介護サービス事業所等の実地指導
①社会福祉法人 (町村社協を除く)	8 法人	①介護サービス事業所等 ・居宅サービス事業所 73件 ・居宅介護支援事業所 29件 ・介護保険施設 15件
②社会福祉施設 ・生活保護施設 ・障害者福祉施設 ・老人福祉施設 ・児童福祉施設 ・幼保連携型認定 こども園	0 施設 2 施設 15 施設 63 施設 7 施設	②障害福祉サービス事業所等 ・障害福祉サービス事業所 46件 ・障害者支援施設（日中を含む） 5件 ・障害児通所支援事業所 11件 ・障害児入所施設 1件 ・一般相談支援事業所 2件
③町村社会福祉協議会	3 法人	③有料老人ホームの立入検査 4件
④認可外保育施設	16 施設	④サービス付き高齢者向け住宅の立入検査 1件 ※介護サービス事業所への監査 1件

(H30. 3. 31現在)

3 心と体の健康づくりの推進

(1) 健康づくりの推進

平成29年度に「第2次健康おかやま21」の中間評価を行い、平成30年度から実施する「第2次健康おかやま21セカンドステージ」に基づき、健康寿命の延伸に向けた取組を推進していく。特に地域の健康課題に対する対策、こころと体の健康づくりの環境整備の充実、ソーシャルキャピタルの醸成が重要であり、関係団体や市町村との協働により取り組む。

- ・「禁煙・完全分煙実施施設」の認定、「栄養成分表示の店」の登録
- ・乳がん・子宮頸がん検診受診促進事業
- ・がん検診受診率向上の支援
- ・糖尿病予防戦略事業
- ・市町村データヘルス計画の推進
- ・地域・職域保健連携推進会議の開催

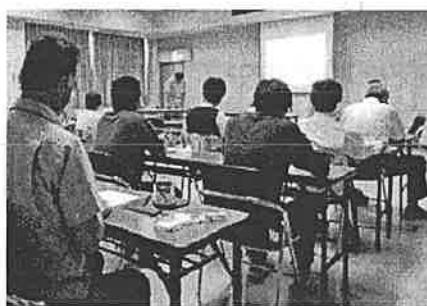
また、「岡山県食の安全・食育推進計画」等に基づき関係機関・関係団体と連携し食育の推進を図る。

- ・ジュニア食育プロジェクト検討会

- ・真庭地域食育推進協議会の開催
- ・高校生への食育事業（満足一人ご飯の講座、食と健康教室等）



高校生への食育事業



企業と連携した健康づくり研修会



真庭地域食育推進協議会

(2) 心の健康づくりの推進

思春期から高齢期までの各年代層における心の健康づくりを推進するとともに、精神障害のある人が、地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。システムの構築にあたって、市町村、精神科医療機関、相談支援事業所等の関係機関との重層的な連携を推進するとともに、病状悪化等による緊急対応事例については、退院後も安全で安心した地域生活が送れるよう、切れ目のない支援体制づくりに取り組む。

また、平成28年に自殺対策基本法が改正され、誰もが「生きることの包括的支援」として自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、すべての市町村が平成30年度中に地域自殺対策計画を策定することとされており、市町村の計画策定を支援する。

- ・心の健康づくり県民講座
- ・心の保健福祉相談（精神保健福祉相談・思春期相談・酒害相談）
- ・自殺予防対策（わかちあいの会）
- ・精神科在宅支援（アウトリーチ）事業
- ・切れ目のない支援のための「入退院の支援の流れ」の活用、評価
- ・地域移行推進協議会や研修会の開催等による関係機関との支援体制づくり
- ・元気になろうや実行委員会（勝英支所）

(3) 歯科保健対策

第2次岡山県歯科保健推進計画に基づき、乳幼児期から高齢期の各ライフステージに応じた歯科保健対策を推進する。そのため地域住民、愛育・栄養委員等の地域組織関係者、歯科医師等専門職を含めた各地域の歯科保健関係機関と連携を強化し生涯を通じた歯と口の健康づくりに取り組む。

- ・美作保健所管内歯科保健推進会議
- ・勝英地域歯科保健関係者連絡会議
- ・真庭保健所管内市村歯科保健関係者会議及び研修会
- ・各市町村の歯科保健対策支援



美作保健所管内歯科保健推進会議



真庭保健所管内歯科保健関係者研修会

(4) 感染症対策の推進

結核予防について、住民への正しい知識の普及啓発、健診受診の呼びかけとともに、接触者健診や患者の服薬管理（D O T S）を適切に行い、早期発見・早期治療・感染拡大防止に努める。

社会福祉施設等における感染性胃腸炎（ノロウイルス）や腸管出血性大腸菌などの感染症予防対策を推進するとともに、全国的に増加しているエイズ等の性感染症について正しい知識の普及啓発に努める。

- ・結核連携会議、コホート検討会、D O T S カンファレンス
- ・エイズ性感染症検査・相談、エイズホットライン
- ・肝炎医療費助成事業、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業
- ・社会福祉施設等を対象にした感染症対策研修会

新型インフルエンザなどの新興感染症対策については、二次医療圏域ごとの医療体制を構築するため、新型インフルエンザ等対策地域連絡会議を開催する。また、「医療体制に関するガイドライン」や各種マニュアルに基づき、迅速かつ的確な相談対応・移送・治療が行えるよう平常時から消防機関や感染症指定医療機関など関係機関と連携した体制整備を進める。



感染症患者等ネットワークに係る感染症対策研修会



美作県民局管内コホート検討会

高病原性鳥インフルエンザ対策については、平素から主体となる農林水産事業部と連携して、発生時の緊急連絡網や体制整備の確認を行うとともに、発生時に備えて必要な物品（初動パック）等を確保する。また、関係職員等に対し、鳥インフルエンザの人の健康に関する知識の普及、防護服の着脱方法の研修・訓練を実施する。

4 生活衛生対策の推進

地域住民の快適で安全・安心な生活の確保を目的として、積極的な生活衛生対策を推進する。

(1) 食の安全・安心の推進

「岡山県食の安全・食育推進計画」（平成30～34年度）及び「平成30年度食品衛生監視指導計画」に基づき、食品関係施設の監視指導や食品検査を計画的に実施するとともに、講習会等での改正食品衛生法に関する情報提供及び助言等を行う。

また、食品衛生協会や県が養成した食のリスクコミュニケーションなど関係機関・関係者と協働でリスクコミュニケーションに努め、正しい食品衛生知識の普及と情報提供を行い食の安全・安心の推進を図る。

- ・食品関係施設への監視指導・試験検査の実施
- ・体験型衛生講習会等による啓発
- ・改正食品衛生法に関する情報提供と対応への助言
- ・ジビエ関係施設への衛生指導



体験型手洗い教室

(2) 水道及び生活衛生関係営業施設等の衛生対策

水道施設や理容所・美容所など生活衛生関係施設に対する監視指導を実施するとともに、公衆浴場や旅館業営業者へレジオネラ症等の情報提供に努め、レジオネラ症等の発生防止、衛生管理の徹底を図る。

また、温泉利用施設における温泉の適正利用についても計画的に指導する。

(3) 医薬品等の安全確保等

薬局や医薬品販売業、医療機器販売業・貸与業、毒物劇物販売業などの計画的な監視指導を行い、医薬品等の安全確保や毒物劇物による事故・危害防止を図る。

また、危険ドラッグ・大麻等薬物乱用の防止について普及啓発に努める。献血推進事業については、日赤・市町村等と連携し、地域における献血意識の高揚を図り、献血者の確保に努める。



薬物乱用防止活動

5 障害のある人等の地域生活支援

障害のある人が地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、「第3期岡山県障害者計画」（平成28～32年度）や「第5期岡山県障害福祉計画・第1期岡山県障害児福祉計画」（平成30～32年度）に基づき、障害のある人の地域生活を支援する。

また、社会福祉法に規定する福祉事務所として、管内4町（鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町）における生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の適正な運営に努める。

(1) 障害のある人への支援

① 所得向上

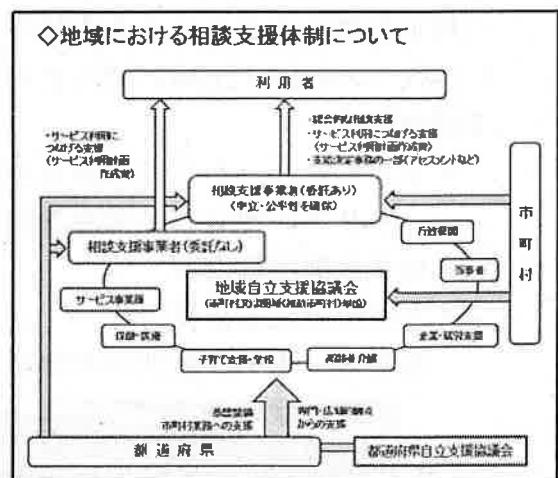
「岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画」に基づき、「福祉作業所生産品カタログ」や管内福祉作業所（就労継続支援B型事業所等）と開発した商品等を活用し、県民局各部所における福祉作業所からの物品及び役務の調達に取り組むとともに、新たな販路の開拓を支援する。



管内B型事業所等と開発した商品

② 地域自立支援協議会への参画

津山、真庭、勝英の3地域に設置する地域自立支援協議会が、市町村、相談支援事業者等の関係機関と一層の連携を図り、地域生活の推進役としての役割を果たせるよう、協議会に積極的に参画し、指導及び助言を行う。



③ 障害者就業・生活支援センター等による支援

障害のある人に、就業・生活支援や職場定着等のきめ細かいサポートを行う障害者就労・生活支援センターは、県内5つの障害保健福祉圏域のうち4圏域に1センターずつ整備されており、真庭圏域への設置が課題となっている。今後とも、各圏域・地域におけるニーズを踏まえながら、関係機関と協議を行い、その充実を図っていく。

(2) 生活に困窮する人の自立支援

傷病や障害、高齢などのため就労することが困難で、自助努力のみでは生計を維持することがむずかしい人に対して、憲法の保障する健康で文化的な最低限度の生活が営めるよう、その困窮の程度に応じた生活保護を適正に実施する。

また、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者からの相談に応じ、関係機関と連携しながら、早期自立に向けた支援を行う。

(3) 難病患者の地域生活支援

難病患者の医療費の助成のほか、医療福祉相談、訪問指導、患者・家族の交流等を通じて、療養生活の支援や社会参加の促進を図る。また、市町村等と連携を図りながら災害時における難病患者への支援体制を整備する。

- ・指定難病に対する特定医療費助成
- ・特定疾患治療研究事業
- ・難病患者地域支援対策推進事業
- ・難病患者の災害時支援対策

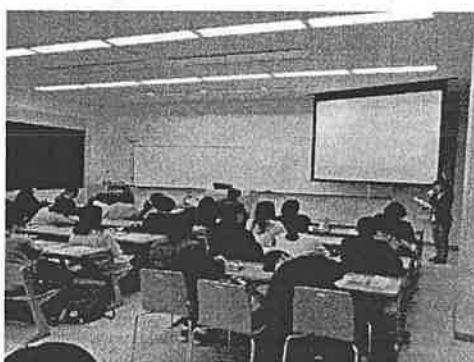
6 子育て支援・少子化対策の推進

次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに生まれ育つ環境づくりを推進するため、「岡山いきいき子どもプラン2015」（平成27～31年度）に基づき、市町村や地域の多様な担い手と協働しながら、子育て支援や少子化対策に取り組む。

(1) 母子保健の推進

市町村が実施する乳幼児健康診査等の母子保健サービスの現状を踏まえ、各市町村の母子保健が向上するよう支援する。また、産科医療機関等の関係機関と連携し、若い世代への妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発や妊娠中からの切れ目のない支援を行う。

- ・子どもの心とからだの総合相談
- ・ハイリスク親子への家庭訪問等支援、ケース会議
- ・母子保健評価事業
- ・不妊治療支援事業
- ・周産期・母子支援関係者連絡会の開催



未来のパパ&ママを育てる出前講座



市町村の子育て事業でのグループワーク

(2) 保育・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援新制度に基づく保育・子育て支援サービスが円滑に提供できるよう、事業の実施主体となる市町村の取組を支援し、保護者の様々なニーズに対応してきめ細かに子育てを支援する体制の構築を図る。

- ・病児保育の拡充
- ・保育料の負担軽減

(3) 連携・協働による子育て力の向上

子育て家庭の孤立化などに起因する子育ての不安・悩みを軽減するため、市町村、大学、NPO等地域の様々な担い手と連携・協働しながら、親子の居場所づくりなど地域で子育てを支える取組の拡充・充実を図る。

- ・「ももっこステーション」（おかやま地域子育て支援拠点）の普及
- ・「みまさか子育てカレッジ」の取組の支援



ももっこステーション看板



みまさか子育てカレッジ



(4) 子育て家庭への経済的支援の推進

全ての子どもたちの健やかな成長と教育の機会均等を図るため、市町村と連携して、医療費の負担軽減、ひとり親家庭の自立支援など、子育て家庭への経済的支援を行う。

- ・小児医療費やひとり親家庭等医療費の助成
- ・児童扶養手当の認定、母子父子寡婦福祉資金の貸付け

(5) 児童虐待防止対策の推進

市町村や児童相談所との連携の上、要保護児童対策地域協議会連絡会議の開催など、児童虐待防止の体制づくりを進めるとともに、県民への普及啓発を行う。

(6) 結婚支援等少子化対策の推進

市町村やNPO等との連携により、結婚支援をはじめとした少子化対策に関する検討会議を開催するとともに、管内での「おかやま縁むすびネット」の登録促進等により、少子化対策を進める。



少子化対策シンポジウム

